

大型特殊自動車の分解整備の 認証工場と整備資格について

(1) 大型特殊自動車の分解整備

道路運送車両法（認証）

第七十八条 自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

※ 第七十八条の条文から お客様構内での作業ができない事になります

自動車分解整備事業

第七十七条 自動車分解整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解整備を行う事業をいう。

（分解整備記録簿）

第九一条 自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。（省略）

- 2 自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。
- 3 分解整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

（一時抹消登録）

第一六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

道路運送車両法施工規則

第六十二条の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。
- 五 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第九十一条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

※ 分解整備記録簿の記載は一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者が作成する

備考

自動車整備士の技能検定

3級自動車整備士の取得でできる主な仕事内容

3級自動車整備士を取得していれば、自動車の基本的な整備を行うことができます。

たとえばエンジンオイル交換、ギアオイル交換、タイヤ交換、簡単な点検整備などは単独で行うことはでき、さらに、上位者の指示に従って、エンジン・ブレーキ・サスペンションなど車の主要箇所の整備にも携わりま

3級自動車整備士ではできないこと

エンジンや足回りの分解整備は、ミスがあったときに自動車の安全走行に重大な影響を及ぼすため、

3級自動車整備士が単独で行うことはできません。ただし、自動車検査員の指導・確認があれば、

3級自動車整備士取得者がこれらの作業に従事するケースはあります。

（一時抹消登録）

大型特殊自動車で一時的抹消した車両の分解整備について道路運送車両法第七十八条に伴う認証工場での作業が必要か否かですが 一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会 兵庫県自動車整備商工組合

業務部 業務課 第二課長 大野様を通じて近畿運輸局 大阪支局に問い合わせをしてもらった所

① 一時抹消された大型特殊自動車は道路運送車両法の適用除外

② 一時抹消されたマイクロバス等（構内での送迎用）については通達で道路運送車両法が適用され認証工場での分解整備が必要

以上の事から 一時抹消された大型特殊自動車について お客様構内での分解整備が可能です。

ただ 書面での（道路運送車両法・施行令・施工規則には記載がない）回答ではなく口頭での回答です。